

御船町農業委員会会議録

令和2年1月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和2年1月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後1時30分～
 2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
 3. 主席委員(14名)
会 長 1 番 富田 早苗
会長職務代理者 2 番 荒木 義一
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄
欠席委員 無し
最適化推進委員 10名参加
 4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名 8番 9番
 - 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条について
 - 8 議案第5号 農地中間管理事業法律第19条について
 - 9 報告第1号 農地法の運用について第4(3)に基づく非農地について
 - 10 報告第2号 農地法第18条第6項に基づく合意解約について
 - 11 報告第3号 耕作証明書について
 5. 農業委員会事務局職委員
課 長 井上 辰弥
係 長 緒方 弘和
主 事 吉澤 輝
- 開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致

します。御船町農業委員会第6条に基づき全委員の御出席をいただいておりますので、この総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の10名の出席をいただいております。只今より令和2年1月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。さっそくですが、議事録署名委員の指名を行います。8番 福島委員 9番 藤本委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。議案第1号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和2年1月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今月は2件6筆の申請があります。ご覧ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、①番の申請ですが、担当の13番山本委員説明をお願いいたします。

13番 事務局と現地確認を行いました。現況農地は、畑として管理しており、今回譲渡ということで申請がされております。申請者は第2項第1号から第7号までの該当する箇所は満たしており何ら問題なく許可相当と判断致しました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは今の案件にご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 ありません。

議長 無いようでありますので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と判断致します。続きまして、申請番号②になります。担当の12番藤岡委員説明をお願いいたします。

12番 事務局と現地確認を行いました。今回売買ということで申請がされております。現在は作付けはされていませんが、取得後は果樹の栽培を行うとのことでした。申請者は第2項第1号から第7号までの該当する箇所は満たしており何ら問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 それでは今の案件にご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 無いようでありますので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可と判断致します。続きまして、議案第 2 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和 2 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今月は 1 件 1 筆の申請がっております。ご覧ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番の申請ですが、担当の 5 番荒木委員説明をお願いいたします。

5 番 12月 25 日に事務局と現地確認へ行きました。場所については、役場より△km ほど離れた場所に位置する農地になります。今回申請地は追認案件であり始末書が提出されています。また、排水同意も提出されております。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。一般基準ですが、1 から 10 の該当する項目は、適当と判断致します。よって総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今の案件につきましてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 この案件が、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。
続きまして、議案第 3 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和 2 年 1 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。今月は 2 件 2 筆の申請がっております。ご覧ください。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは申請番号①、担当の 10 番

田端委員説明をお願いいたします。

10 番 12月24日に事務局と現地を確認しました。場所については役場から△kmほど離れた住宅地の一角になります。申請地は、10ha未満の広がりということで第2種農地です。申請者は、現在使用している資材置場では手狭となっているため、自宅兼事務所に隣接する当該申請地を資材置場として使用したいため申請に至ったそうです。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 この案件が許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、申請番号②担当の9番藤本委員説明をお願いいたします。

12月25日に事務局と現地確認を行いました。場所は、役場より約△kmほど離れた住宅地の一角になります。農地区分は、10ha未満の広がりということで第2種農地となります。申請者は、町営住宅に居住しており、手狭になったため新築計画をし申請に至ったそうです。一般基準の1から10の該当する項目は適当と判断します。総合判断として許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議 長 この案件が許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第4号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和2年1月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
次のページに新規の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は6件上がってきております。合計の読み上げを行いません。田 61,088 m²、普通畑 5,794 m²、計 66,882 m²となつ

ております。

次のページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は8件上がってきております。合計を読み上げます。田 13,033 m²、普通畑 955 m²、計 13,988 m²となっております。続けます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年1月10日提出 上益城郡御船町

次のページをご覧ください。令和2年第1回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側に今月分、右側は本年累計となっております。ご覧ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議長 それでは、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。続きまして、議案第5号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求めます。

令和2年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
農用地利用配分計画(案)による賃借権状況一覧表を掲載しております。中間管理機構を通した賃借権設定になります。以上です。

議長 ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議長 それでは、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。続きまして、報告第1号から報告第3号まで続けて事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和2年1月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
非農地承認通知一覧表を掲載しております。ご覧ください。
報告第2号農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和2年1月10日提出 御船町農業委員会。

5筆の合意解約がありましたので、掲載しております。ご覧ください。

報告第3号別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。1件、耕作証明書を発行しております。

議長
各委員
議長

ご質問・意見等がありましたらお願いいたします。

有りません。

議案審議について終了になりますが、事務局より説明事項はありませんか。

事務局

一般社団法人熊本県農業会議より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施依頼がきております。読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1.農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2.農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日 御船町農業委員会 以上になります。

議長

ありがとうございました。今、説明のありましたことにつきまして、各委員責任を持って職務にあたるようお願いいたします。これをもちまして令和2年1月の総会を閉会いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

8番

⑩

9番

⑩